

# 国民視点に立った歩道の適正な管理（安全安心）について

## （「ぶな巨木ふれあいの径」での事例）

津軽森林管理署 総務係 ○牧 千夏  
流域管理調整官 佐藤 好明

### 1 はじめに

昨年7月、当署で整備を続けている散策路「ぶな巨木ふれあいの径」において、歩道の沿線上に立枯木や腐れ木が見られ、歩道上に倒れる危険性の高い13本を早期に伐採処理すべき危険木と判断し伐採処理を行ったところ、弘前市在住の市民から「今後、伐採され放置されている幹や枯れ枝、切り株の除去や伐採跡の復元など、ふれあいの径を訪れる来訪者が違和感なく現地を散策・自然観察できるような何らかの措置をとっていただくことをお願いいたします」とのお願いと「本当に13本の危険木処理が必要妥当なものであったのか」との意見の提出があり、新聞等のマスコミに報道され大くの関心をいただきました。

当署としては、歩道の安全性を考える上で、意見があったことについては、真摯に受け止め、お願い書に対し誠意をもって対応することとしました。

具体的には、①危険木伐採後の取り扱いについてアンケートを実施するとともに、②今後の危険木処理にあたっては、事前に意見を聞いた上で最終的实施することに手順を改善しました。

今回、当署での対応を事例として報告します。

### 2 「ぶな巨木ふれあいの径」の概要

津軽森林管理署では、白神山地世界遺産地域内にある白神山地暗門の滝自然観察教育林のオーバーユース対策として、津軽峠にあるぶな巨木散策路を平成14年6月に整備しました。現在では、白神山地周辺（世界遺産地域外）の代表的な観光スポット「ぶな巨木ふれあいの径・マザーツリー」として全国的に知られるようになっていきます。

歩道の適正な管理を行うため、毎年5月末開通前に安全点検を実施しているほか、大雨等天候の急変の際などにも随時点検を行い、安全上問題があった場合には歩道の補修整備、危険木の除去等の必要な対策をとるとともに、バリアフリー歩道の整備を行う等、利用者の安全に配慮しながら整備を進めています。



### 3 「ぶな巨木ふれあいの径」における危険木の処理について

#### (1) 危険木処理の経緯

危険木確認以降、伐倒がすむまでの間は、利用者安全確保のため歩道を閉鎖（5月下旬～7月上旬）するとともに、危険木には、頭上注意の看板を設置しました。

また、関係団体（西目屋村、環境省、青森県自然保護課、白神山地ビジターセンター）へメールや FAX でお知らせし、関係団体からはガイド団体等へお知らせしました。

なお、当該箇所は、水源かん養保安林であったため青森県へ森林法に基づく伐採協議を行い同意を得て伐採を行ないました。

#### (2) 現地の状況と請願後の対応

現地は、伐倒木が大径であったことから伐倒後の開放空間（ギャップ）が生じ、また、伐採直後の生々しい様子が露わになっている状況にあります。自然状態森林では風倒や枯損などで倒木した跡に大きなギャップが生じ、そこに陽光を得て次世代の若木が成長してサイクルを経ていきますが、今回の危険木処理は人為のものであり、景観的に痛ましさを違和感が感じられるのも事実です。

請願書の提出を受け、当署としては、歩道の快適性、安全性の確保のための整備を図りつつ、マザーツリーとその周辺の森林を訪れる皆様の散策、観察、学習などのふれあいの場としてその価値を維持向上させて行くことがこの歩道の設置の目的であることから、その目的に照らして今後どのように森林の姿が成長・遷移していくかも念頭に置きながら、現地の状況をどのようにするのが望ましいか歩道の利用者の意見をお聞きした上で（アンケート）検討することにしました。



伐採後の危険木



伐採後の危険木

#### (3) アンケート調査の実施

アンケートについては、現地の状況を踏まえた今後の対応としての意見を求めるものであることから、現に「ぶな巨木ふれあいの径」を利用されている白神山地解説活動連絡協議会の13団体にお申し、 「ぶな巨木ふれあいの径」の姿にどのような期待を持っているか伺うことにしました。

アンケート結果については、

##### ① 伐倒した危険木の取り扱いについて

「伐倒した木は、伐根もふくめすべて林外に搬出するか、見えない箇所へ移動す

る」、「切り口をきれいに（平坦に）切り直す。木はその場に存置する」、「伐根を地際で切り直す」の意見が寄せられはしましたが、「現状のまま存置する」とする意見が最も多く見られました。

② 伐倒後の植生の復元について

「更新は自然力に任せる」とする意見が圧倒的でした。

③ 説明の標示について

「伐倒木の年輪などの情報を説明標示する」とする意見が多く見られました。

④ その他の意見

ア 伐倒は基本的には行うべきではなく、仮に伐倒やむなしと管理者が考えたとしても、自然保護に携わっている機関、諸団体と協議の上行うべき。

イ 危険木の取り扱いについては、もっと配慮して取り扱うべきである。

ウ マザーツリーのような観光地等は、景観を良くする為にも処理した方が良いと思う。また、観光客の安全性を考えると処理が必要かと思えます。

エ 自然界を散策することにおいては、予測しがたいことが起こり得る可能性があると思うが、そういう所を移動して歩くことにおいても、安全、快適な歩道が整備されていることが望ましい。

以上アンケート調査を踏まえ、伐採跡地の取り扱いについては、景観上改善できる箇所もあることから、来年度以降更に検討することにしました。

#### 4 今後については

(1) 今後の危険木処理について

当署管内には、「ふれあいの径」の他にもいくつかの散策遊歩道があります。

歩道の適正な管理のため危険木処理をするにあたっては、引き続き歩道沿線上の立枯木や幹・枝に見られる腐れや木の傾き、樹勢、昨年からの状況変化等を総合的に判断し、処理対象木を適切に選定するとともに、今回の「ぶな巨木ふれあいの径」における経験を活かすため、広く地域の皆様に意見をお伺いするため津軽森林管理署ホームページに現地状況と危険木選定理由について、掲載を行うこととしました。

(2) 「くろくまの滝」風景林危険木処理事例の紹介について

平成21年10月22日ホームページに掲載した文書です。

平成21年10月22日

津 軽 森 林 管 理 署

歩道等安全確保のための危険木処理について

【くろくまの滝・津軽岩木山スカイライン】

歩道等の保全管理と安全確保のため、今般下記の箇所において危険木の処理を予定していますのでお知らせします。

なお、この処理についてご意見等がございましたらお問い合わせ下さい。

記

1 くろくまの滝

- (1) 場 所 くろくまの滝遊歩道（西赤石山国有林 2038 と 1 林小班外）
- (2) 危険木状況 別紙 1 の木が通行に危険な状況にあります。  
別紙 1 参照（立木調査一覧表・位置図・写真）
- (3) 今後の予定 現在立ち入り禁止措置中。  
上記危険木処理は 11 月上旬に予定。  
なお、危険木処理後に安全確認を実施のうえ開通予定。

危険木処理のお知らせに対し、一個人、一団体の連名により「伐採妥当 4 本、枯れ枝除去 2 本、伐採不要 7 本（注意喚起掲示、1 本については迂回路の作設）、残り 2 本については、危険木を発見できず意見なし」との意見書の提出がありました。

「くろくまの滝」の危険木処理にあたっては、ショートカット道（近道）沿いの危険木も含まれており、ショートカット道を閉鎖すること等により安全確保できるものと判断し、危険木処理は行わず危険木標示（4 本）をすることにしました。

また、枯れ枝の除去（1 本）については、下表等から危険木処理と判断しました。

### 枯れ枝除去に変更した危険木の診断

診断項目	異常の理由等
1 樹勢	生育状況が劣悪で回復の見込みが少ない(つる絡みあり)。
2 枝葉の状況	枯れ枝が多く落枝が見られる。葉は周辺のナラと比較して極端に少ない。
3 幹の状況	空洞なし。地際に腐れあり。へび下がりがある。
4 木の傾き等	傾斜地に斜立し歩道に傾いている。片枝張が歩道上にある。
5 樹皮	片枝の樹皮の全てと幹の一部が剥がれている。
6 幹等の打音	幹の打音は異常であり、腐れが入っている。
7 その他	菌類の付着が見られ腐朽が進んでいる。
総合判断	樹皮の剥離、地際の腐れ、へび下がり等の腐れにより枯れ枝、落枝が見られ、樹勢が著しく劣悪となっている。また、菌類の付着も見られ更に腐朽が進み倒木の恐れがあることから危険木処理とする。

しかし、枯れ枝を除去することにより幹の状況がよりの確に判断できるものと考え、その時点で再検討することとし、意見書のとおり片枝の伐採にとどめることにしました。



なお、電話により回答の問い合わせがあったことから、①危険木5本については、意見書のとおり処理する。②「くろくまの滝」に通じる町道赤石溪流線が冬期閉鎖になることから冬期間の状況変化も予想されるので、来春再度調査した上で危険木処理する。③危険木処理にあたっては、署のホームページに掲載する旨回答したところ了承していただきました。

## 5 おわりに

「ぶな巨木ふれあいの径」については、歩道の管理責任者として、利用者の安全確保のため、歩道の草刈、補修、危険木の伐採等必要な整備を行って参りましたが、今回、意見が寄せられたことについては、安全確保のための危険木の伐採とはいえ、その伐採に対し国民の理解が必要であるということ再認識させられるものでありました。

今後も、ホームページには場所や写真、危険木の状況等の情報を載せ、ご意見をいただき、危険木処理についてより適切な対応をして、「国民視点に立った歩道の適正な管理（安全安心）」に努めて参りたいと考えています。